

# 広島藩の山林資源と山稼ぎの展開

中山 富 広

## はじめに

近世山村社会が生産力の低位な後進地域であったとする歴史像は、自然環境への関心の拡大もあって、ここ20年の間に大きく修正されつつある。すなわち山村の生業の多様性や、とくに大都市近郊の林業地帯の商品生産を通して、豊かな暮らしを実現しようという村民の諸活動が明らかにされてきた<sup>1)</sup>。そして林野庁などの調査を嚆矢とした、各旧藩の林野制度の究明をこれまでの伝統的な研究とすれば、千葉徳爾氏の研究の延長上に、環境史を全面的に打ち出した近年の新しい研究が山村に熱いまなざしを向け出しつつあるといえよう<sup>2)</sup>。

本稿で対象とする広島藩に限定していえば、古くは「芸藩志拾遺」第8巻、第9巻<sup>3)</sup>、徳川林政史研究所編『日本林制史調査資料』<sup>4)</sup>、林野庁編『徳川時代に於ける林野制度の大要』（林野共済会、昭和29年）などを基本史料として、道重哲男氏の林野所有・利用に関する研究が発表された<sup>5)</sup>。その後『広島県史』など多くの自治体史で、近世における林野・林業史の概説的叙述が展開されているが、近年刊行された佐竹昭『近世瀬戸内の環境史』（吉川弘文館、2012年）にみられるように、自然環境や動植物をも視野に入れた研究へと展開しつつある。本稿の課題とするところは、これまで述べてきたことからは一歩後退しているのであるが、広島藩域の山林の基礎的研究として、その存在形態と山林が資源として認識される山稼ぎを検討することである。

なお本稿でいう山林資源とは木材そのものを指すものとして限定したい。したがって山林・山谷から派生するさまざまな生業—たとえば鉄穴流し・たたら製鉄や紙漉きなど—はここでは対象としていない。山林の存在形態と山稼ぎについてのみ限定したい。広島藩の山稼ぎとは薪炭の生産や用材の伐り出しをさす史料用語で、一般にいわれる狩猟は入らない<sup>6)</sup>。

## 1. 山林の存在形態

### (1) 「山帳」と「山林原野地価統計表」から

広島藩では享保10（1725）年に全領内で「山帳」が作成された。しかしこれ以降再度作成されることはなく、地租改正までこのときの「山帳」が公式の基本台帳として引き継がれていった。そして地租改正時に作成されたのが明治15（1882）年の「山林原野地価統計表」<sup>7)</sup>である。以下、これらの史料を使って広島藩の山林について若干の検討を加えていくが、その前に前提として明治20年段階における広島県の山林・耕地面積の概要を提示しておきたい（図1）。

この図では円グラフに大小の差があるが、これは山林（民有林・官有林）と耕宅地の面積の合計の大小を示している。なおこの図は典拠に示した通り「広島県統計書」に拠ったものである。この図で確認したいことは、旧福山藩（沼隈・深津・品治・芦田・安那郡）の山林面積が、旧広島藩16郡に比して相対的に狭いこと、広島藩のうちでも北西部の山県郡と佐伯郡の2郡が群を抜いて広いこと、そして沿岸部の賀茂・豊田郡、中国山地の恵蘇・三次郡と旧安芸国北部の高田郡がそれに続いているこ

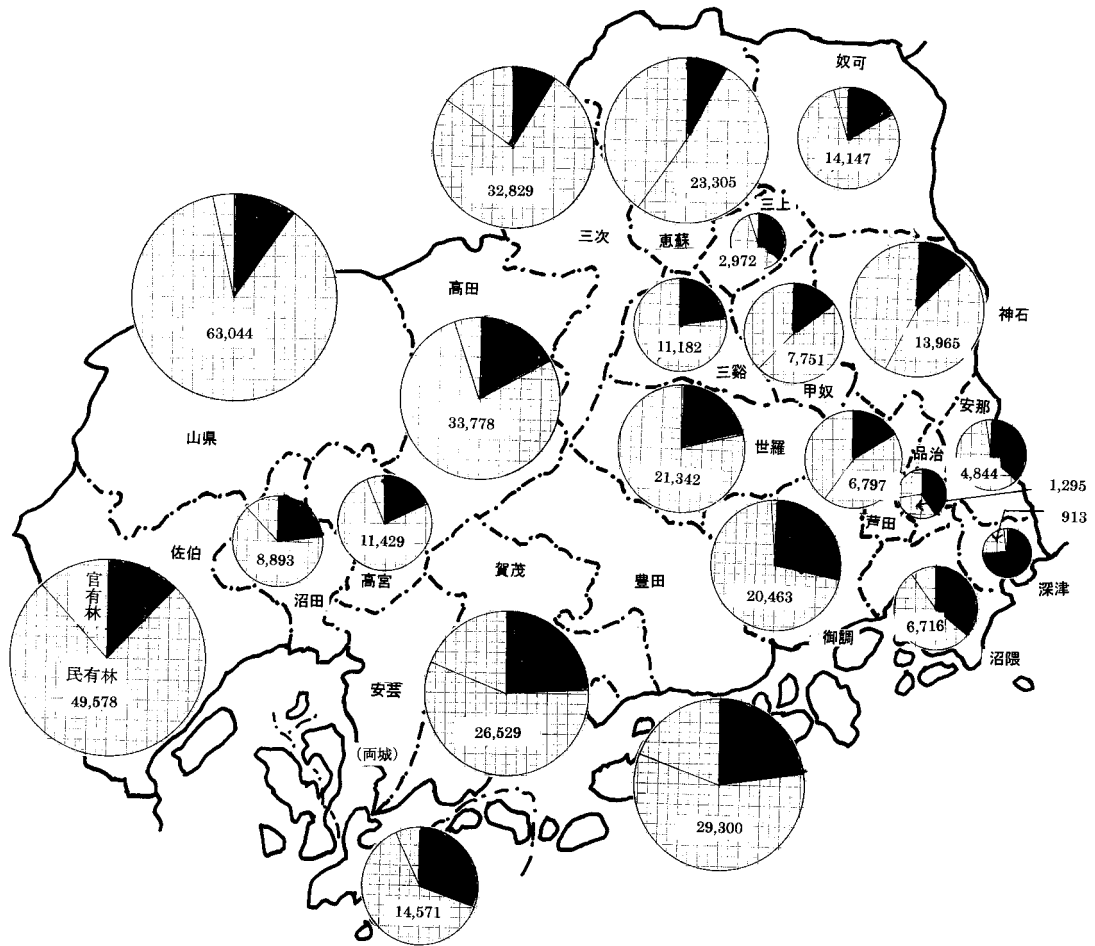


図1 郡別山林面積と耕地面積 (明治20年) 単位は町歩

とである。

**御建山・御留山・野山・腰林** まず広島藩の山林の地目を山県郡を事例として、かつ「山帳」の紹介も兼ねて簡潔に述べておこう。次の御建山のねぶ谷山は享保10年の「中筒賀村御建山野山腰林帖」<sup>8)</sup> から抜き出したものである。

御札老杖道祐峠ニ御座候、裏書中筒か村

一、御建ねぶ谷山	立老里	中筒か村
	横拾町	上筒か村

但、立木松杉椴梅栗柏槻雑木、長六間以下廻り八尺以下、并桑弓木苗少御座候  
 ねぶ谷山は位置的には中筒賀村にあるが、もともとこの村は上筒賀村と一村を形成していたので、両村共有の御建山とされている。御建山は藩有林として設定されているので、「御札」(高札)が立てられ、むやみに立ち入ることが禁止されていた。筒賀には御建山は4ヶ所設定されていたが、そのうち鷹野巣山は享保元年の「御建山野山腰林帳」<sup>9)</sup>では御留山となっていた。御留山も基本的に藩が管

理する山であるが、解決の困難な係争中の山も御留山にされる場合があった。鷹野巢山がのちに御建山に変更となった経緯は明らかでない。

野山は村が管理収益の主体となるもので、村民が薪や秣・肥草を採取できる村中入会地である場合が多い。中筒賀・上筒賀村には19ヶ所の野山があり、「野山炭材木草薪笹茅、両筒か村入合」であった<sup>10)</sup>。一例として御建山同様、享保10年の「山帳」から鍛冶屋山を引用しておくが、位置関係については図2の概略図を参照されたい。

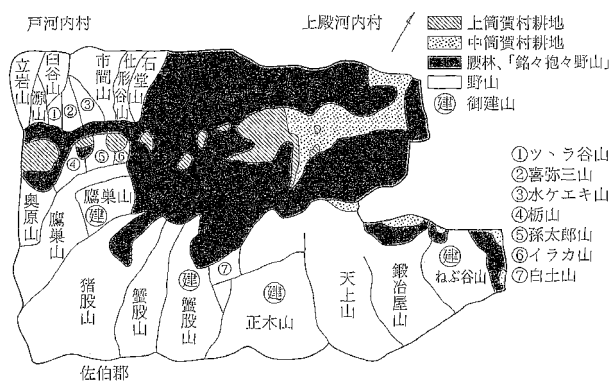


図2 上筒賀・中筒賀村の林野概略図

一、壺ヶ所 立六町 横六町 鍛冶屋山

立木縦梅松栗、長弍間以下廻り壺尺七八寸以下、此外百姓銘々支配之柗御座候

但、北ハ井仁より佐伯郡麦谷村へ越大道限り、北東ハ御立山境檜尾より鍛冶屋敷大木原天上境迄、炭材木草薪仕来申候、尤材木斗ハ上殿河内村井仁百姓より三拾目之山手銀ニ而入せ申候

両筒賀村の入会山ながらも、北側の山腹に位置する上殿河内村井仁の百姓に材木の採取を山手銀の徴収を条件に認めており、また縦などの立木のほかに山内に個人「支配」の柗(クヌギ・トチ)の木もあった。

腰林は百姓個人持ちの山林であったが、樹木の伐採は藩の認可が必要とされていた。腰林は中筒賀村で65ヶ所、上筒賀村には108ヶ所あった。中筒賀村の享保元年の「山帳」をみれば複数による共同所有の事例も少なくないが、個人持ちの腰林の方が多くみられる。なお以上の山林のほかに中筒賀村には「銘々抱野山」61ヶ所があった。これは1～7人による持ち山であり、腰林とほぼ同じような地目だと思われるが、立木がほとんど松で草山に近い景観を持った山であろう。

ところで図2の両筒賀村の概略図の中央からほぼ右半分が中筒賀村の村域となる。この中筒賀村域の地目別山林の形式的な面積を検討しておこう。形式的というのは、「山帳」の面積表示が立×横となっているため、大まかな目安にすぎないと考えるからである。その結果をまとめてみたのが表1である。腰林と「銘々抱野山」の合計面積は約390町歩で山林全体の18.7%である。御建山2ヶ所で57.4%と過半を占めている。これは沿岸部の腰林の占める比率がわずか数%であったことからすれば<sup>11)</sup>、中筒賀村は私有林の占める比率が高かったといえよう。

**用材山・薪炭山・草山・竹山** 次に地租改正時に用途別地目として用いられた用材山以下の割合をみておこ

表1 中筒賀村域の地目別山林(享保10年)

山種別	山帳面積	比率	立木
腰林65ヶ所	215.5町	18.7%	栗松浅木
銘々抱野山61ヶ所	177.8		松浅木
御建山ねぶ谷山	432.0	57.4	松杉杉縦檜梅栗柏槻雑木
御建山三谷正木山	777.6		松杉檜枹縦栗槻柏雑木苗
野山鍛冶屋山	43.2	23.9	縦梅松栗柗
野山大谷引明天上山	450.0		松栗浅木枹笹萱
野山白土山	9.6		浅木笹萱枹

注)『筒賀村史』資料編第2巻、1-5号により作成。

表2 地租改正時民有林の内訳とその比率

単位：町

	用材山 (%)	薪炭山 (%)	草山 (%)	合計
安芸郡	151.46 (1.2)	8,417.69 (67.7)	3,796.18 (30.5)	12,441.64
佐伯郡	1,153.17 (2.8)	33,827.55 (81.9)	6,165.77 (14.9)	41,278.72
沼田郡	912.32 (10.4)	6,281.80 (71.7)	1,556.94 (17.8)	8,761.48
高宮郡	884.52 (10.9)	3,266.02 (40.2)	3,968.37 (48.9)	8,120.53
山県郡	1,620.69 (2.6)	35,397.65 (56.8)	25,287.80 (40.5)	62,365.95
高田郡	690.09 (1.9)	19,161.17 (51.4)	17,396.99 (46.7)	37,291.67
豊田郡	82.34 (0.3)	18,474.25 (63.0)	10,743.07 (36.7)	29,302.9
世羅郡	413.66 (1.8)	12,661.84 (55.7)	9,636.04 (42.4)	22,734.16
三谿郡	53.13 (0.5)	6,738.13 (59.5)	4,532.03 (40.0)	11,329.48
奴可郡	8.83 (0.1)	12,923.92 (83.6)	2,523.59 (16.3)	15,467.05
恵蘇郡	59.51 (0.3)	13,815.68 (63.3)	7,925.47 (36.3)	21,820.92
計	6,029.72 (2.2)	170,965.70 (63.1)	93,532.25 (34.5)	270,914.58

注)「(各郡)山林原野地価統計表」(明治15年)により作成。このほかに竹山があるので合計は一致しない。

う。表2は旧広島藩全郡ではないが、11郡の明治15年段階の内訳を整理したものである。図1の明治20年調査の民有林面積と一致しないが、許容される誤差であると思われる。

用材山は建築用の樹木が中心の山である。佐伯・山県郡のみが1,000町歩をこえているが、それでもそれぞれの全民有林の3%にも

みならず、高宮・沼田郡が10%をこえているだけで、11郡を平均するとわずか2.2%である。一方、全体の6割を占める薪炭山が最も広く、立木がまばらであった草山も3割を占めている。なかでも山県郡の草山は2万5,000町歩をこえ、高田郡・豊田郡がそれに続き、県中央部の世羅郡も9,600町歩で4割をこえている。

**新旧山林反別の比較** それでは次に、旧藩時代の「山帳」の形式的面積と、地租改正時の「山林原野地価統計表」との間にどれほどの面積の乖離があるのか、あるいはなかったのかについて、表3に掲げた世羅郡を対象として検討しておきたい。表示しているように、世羅郡の腰林は箇所数がわかるだけで反別は不明である。しかし佐竹昭氏が豊田郡で明らかにしたように<sup>12)</sup>、世羅郡に隣接する豊田郡の内陸部の腰林面積は数%であり、10%をこえることはないので、多くても表3の草山野山の面積の1割程度であろうか。

以上のことを前提として両者を見比べると、大きくかけ離れている村が少なからずあり、近似値を示す村は稀であるといえよう。腰林を除く「山帳」の面積が、明治15年調査の面積よりも約5倍以上も広い村に×を付し、逆に明治15年調査の方が約5倍以上広い村に△を付し、また明治15年調査面積の80~120%に「山帳」面積がおさまっていると推測される村には○を付してみた。全46ヶ村中、○印が付けられるのは7ヶ村のみであった。当然予想される結論ではありながらも、「山帳」の立×横で面積を求めるのは多くは実態とかげ離れた結果をもたらす、かつ極端に狭いか、逆に広すぎるという両極端を示す危険性があるということである。

しかし×を付けた本郷村や上徳良村などの野山面積の過大評価は何によるものであろうか。これについては皆目見当もつかないが、地形の複雑さなどによって立×横が目測によって大雑把に把握されたからであろう。立石などによって四至が把握されておれば、立×横の町間はそれほど重要ではなかったのかもしれない。

**野山の景観** さきに両筒賀の野山であった鍛冶屋山を「山帳」から引用したが、立木として目通りで直径約16cm以下の樅・梅・松・栗の木が挙げられており、薪炭や材木を生産し、あるいは草を採取する場であった。野山といっても場所によっては立木が繁茂していたことが推測される。では表3の世羅郡では「草山野山」となっているかといえば、入会山である野山の景観と用途の点からみて草山で

表3 世羅郡村々の山林構成と実測面積（単位：町）

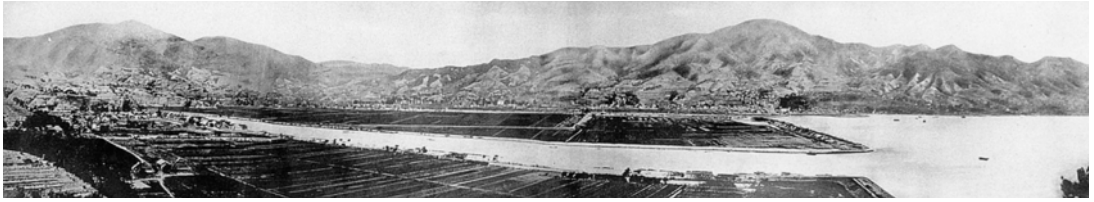
村名	御建山	%	御留山	%	草山野山	%	腰林	明治15調査	用材山	薪炭山	草山			
△宇賀	1.9	2.7	6.6	9.6	60.1	87.6	42	754.4	4.7	0.6%	361.3	47.9%	386.4	51.2%
小童	4.8	1.2	7.2	1.9	373.2	96.9	15	879.4	14.2	1.6%	556.3	63.3%	308.6	35.1%
△別迫	4.8	5.0	12.0	12.5	79.5	82.6	11	841.2	29.3	3.5%	776.2	92.3%	35.6	4.2%
○伊尾	8.2	0.7	12.0	1.0	1190.9	98.3	27	963.9	35.5	3.7%	531.8	55.2%	395.1	41.0%
松崎			2.4	1.5	153.2	98.5	12	316.1	1.9	0.6%	299.1	94.6%	15.0	4.7%
△小谷	3.6	3.3			105.6	96.7	16	517.9	29.9	5.8%	465.2	89.8%	22.9	4.4%
○川尻	1.2	0.1	4.8	0.3	1478.0	99.6	18	1,470.60		0.0%	676.5	46.0%	800.6	54.4%
小世良	4.0	0.9	12.0	2.8	408.4	96.2	5	707.5	14.3	2.0%	267.0	37.7%	426.1	60.2%
○東上原					100.5	100.0	7	124.1	0.2	0.1%	104.0	83.8%	16.3	13.1%
西上原	26.4	26.2	36.0	35.7	38.3	38.0	12	152.8	4.7	3.1%	111.7	73.1%	35.4	23.2%
△赤屋	9.0	21.1	14.4	33.8	19.2	45.0	10	224.0	1.0	0.5%	177.0	79.0%	44.1	19.7%
甲山町	4.8	100.0						6.8		0.0%	6.8	100.0%		0.0%
×本郷	1.6	0.1	36.8	2.8	1262.9	97.0	10	260.9	40.2	15.4%	147.7	56.6%	70.8	27.1%
×西神崎	2.2	0.7	2.4	0.8	300.0	98.5	5	69.6		0.0%	69.0	99.2%	0.6	0.8%
×井折	4.8	1.1			428.0	98.9	6	77.7	28.1	36.2%	31.6	40.6%	16.5	21.3%
×寺町			16.0	0.6	2663.0	99.4	10	523.2		0.0%	129.1	24.7%	393.9	75.3%
△堀越					24.6	100.0	5	153.0		0.0%	86.2	56.3%	66.8	43.7%
京丸	0.5	0.2			264.0	99.8	10	580.5		0.0%	187.5	32.3%	393.0	67.7%
○青山	2.7	2.2	2.4	2.0	114.0	95.8	6	109.5	0.5	0.4%	42.8	39.1%	66.0	60.3%
三郎丸					14.4	100.0	4	60.1		0.0%	18.6	30.9%	41.5	69.0%
田打	7.2	8.1			82.2	91.9	8	143.3	3.7	2.6%	70.3	49.0%	69.4	48.4%
重長	2.2	0.2	19.2	2.0	939.5	97.8	14	403.8	5.6	1.4%	198.6	49.2%	199.6	49.4%
△賀茂	15.6	0.2	4.8	6.1	58.0	74.0	23	565.0	55.4	9.8%	470.6	83.3%	38.7	6.8%
△萩原福田	0.5	0.2			15.0	96.6	15	140.7	2.2	1.6%	135.7	96.4%	2.8	2.0%
×上徳良	0.8	0.2	6.0	0.5	1282.8	99.5	94	238.4		0.0%	229.8	96.4%	8.6	3.6%
萩原	4.6	0.2	24.0	8.6	252.0	89.8	205	382.9	49.3	12.9%	324.9	84.9%	8.7	2.3%
篠	3.6	0.2	10.0	1.6	606.0	97.8	12	451.5	2.7	0.6%	63.2	14.0%	385.6	85.4%
蔵宗	10.4	0.2			708.4	98.6	11	427.6	2.7	0.6%	129.4	30.3%	295.5	69.1%
吉原	12.4	0.2			396.0	97.0	29	930.3	10.4	1.1%	561.9	60.4%	358.0	38.5%
△中					11.2	100.0	15	224.2		0.0%	178.2	79.5%	45.5	20.3%
○飯田	4.6	1.8			258.0	98.2	7	246.8		0.0%	224.6	91.0%	22.1	9.0%
上野山	3.6	1.6			226.2	98.4	18	1,053.20		0.0%	890.3	84.5%	162.8	15.5%
壱歩					259.4	100.0	5							
敷名	3.1	1.5			206.4	98.5	12	579.6		0.0%	305.1	52.6%	273.6	47.2%
上津田	4.6	0.6			789.0	99.4	174	523.6	2.9	0.5%	270.4	51.6%	250.3	47.8%
△下津田	7.2	24.5			22.2	75.5	41	407.9	17.3	4.2%	177.6	43.5%	212.9	52.2%
黒川	3.9	0.4			924.0	99.6	21	655.6		0.0%	339.7	51.8%	315.9	48.2%
○小国	17.5	1.9			912.0	98.1	19	855.6	0.7	0.1%	330.4	38.6%	524.4	61.3%
津口	6.6	1.2			523.0	98.8	53	376.3	14.5	3.8%	201.1	53.4%	160.8	42.7%
△青水	3.6	13.0			24.0	87.0	11	173.9	2.3	1.3%	75.6	43.5%	95.3	54.8%
黒淵	2.3	0.2			1296.0	99.8	18	679.4		0.0%	222.2	32.7%	457.1	67.3%
△山中福田	5.5	17.2			26.7	82.8	2	647.6		0.0%	439.6	67.9%	208.0	32.1%
△長田	?				32.3		6	392.6		0.0%	382.0	97.3%	10.3	2.6%
△徳市	6.0	6.6			76.8	84.0	15	649.2		0.0%	262.9	40.5%	386.2	59.5%
安田	7.8	0.5			1498.9	99.5	15	732.3	0.8	0.1%	257.3	35.1%	474.0	64.7%
○戸張	44.0	7.5			543.9	92.5	25	697.5	2.1	0.3%	532.4	76.3%	160.5	23.0%

注) 各村「国郡志下調べ書出帳」（文政3年）、「世羅郡山林原野地価統計表」（明治15年）による。

あったからである。たとえば野山が100町歩をこえる伊尾村をみると、野山17ヶ所のうち立木が「繁茂宜しき方」とあるのは1ヶ所のみで、他は草山とされ、立木があったとしても雑木であった。また266町歩の寺町村でも10ヶ所野山すべてが草山とされている。

では大正年間に小西和によって禿山であると指摘された<sup>13)</sup>沿岸部の野山はどのような様相であったのだろうか。次頁の写真は明治19年頃に撮影された呉であり、両城（図1参照）辺りから東側を見た





両城方面より撮影した明治10年代の呉 出典：『呉市史』第1輯 大正13年

景観である。向かって左の山が灰ヶ峰（標高737.0m）で、右側の山稜が休山（標高500.8m）である。両方の山とも中腹付近までは耕地が開かれており、それから上は立木が繁茂しているようにはみえない。「山帳」にはどのように記されているのであろうか。

まず灰ヶ峰はその麓の3か村、西からいえば安芸郡庄山田村・和庄村の野山、賀茂郡阿賀村の御留山であった。それぞれ林相を示すと、庄山田村「草山」、和庄村「草山毛上なし」、阿賀村「松過半茅」とされており、近世より立木がきわめて少なかったことが推測される。また休山山稜の左手から野山鳶が岡山・トヤノツブ山なども「草山毛上なし」であり、宮原村の御建山である休山は「松雑木」とされ、その頂上から右手に展開するベッソウ三畝山は「草山毛上不自由」であった<sup>14)</sup>。いずれも立木が少ない草山であったといえよう。しかし明治15年の「安芸郡山林原野地価統計表」では、庄山田村の山林は薪山381町、草山70町であり、和庄村は薪山74町、草山7町、宮原村では薪山143町、草山14町と圧倒的に薪山が多いのである。これは野山で「草山毛上なし」と書かれていても、薪になるような立木は生育していたと考えざるをえない。表2でも確認したように、これは安芸郡だけではなくほぼ広島県全域に当てはまるのではないだろうか。肥草も採取するが、薪も採取できるという林相である。もちろん立木がまばらで草山とされた山も郡によっては多いのであるが、沿岸部の野山すべてが草山であったとは断定できないのである。

## (2) 樹木の伐採と杉の植林

**山県郡御建山・御留山の伐採** 前節の冒頭で紹介した両筒賀の御建山は4ヶ所であったが、享保10年の「山帳」によれば、そのうち三谷正木山の内には「御炭伐跡」があり、蟹股山は「御炭只今伐り申候」との記載がある。「御炭」であるから藩用の炭生産のため立木が伐採されていることがうかがえる。

その後、これらの4ヶ所の御建山における伐採の記事については、約100年後に作成された文化14（1817）年の「山県郡村々御建御留山毛上改帖」<sup>15)</sup>に記録されているので、それを表4として紹介しよう。

ねぶ谷山は表中に示したように狼山とも呼ばれ、前節冒頭に引用したように立1里×横10町であり、山内を12の区域に分けて表示している。そのうち「古毛上」とあり、伐採の手が入っていないと思われるのは、「ぬの谷中ノ尾西平」など4区域である。残る8区域は天明年間以降、郡内の坪野村貞右衛門・林兵衛親子、広島城下の植木屋次郎右衛門、それに中筒賀村久右衛門によって請け負われ伐採されている。「いちの渡り」も請負業者は不明だが、「古御植杉廻り五尺以下、新御植杉廻り式尺以下」とあるから、18世紀中に伐採が行われたことがわかる。

表 4 両筒賀御建山における伐採状況（文化14年改め）

御建山	谷・場所等	伐採年	請負業者等	その他
ねぶ谷山 (狼山)	ねぶ谷鹿田ヶ原	1780年代	坪野村貞右衛門	天明年中度々御植
	ぬの谷中ノ尾西平	—	—	古毛上
	” 東シ平	—	—	”
	蛇の谷	1793年頃	江戸御用	御植杉あり
	帆柱のふが尾	—	—	古毛上
	小林し	1813年～	植木屋次郎右衛門	古毛上
	かいくれ谷東平	1816年～	中筒賀村久右衛門	
	” ”	” ～	坪野村林兵衛	
	” 西平	—	—	
	いちの渡り	—	—	新古植杉あり
三谷正木山 (御炭所)	小の谷ヨリ源田ヶ原	1780年代	植木屋次郎右衛門	天明年中度々御植
	源田ヶ原奥	?	”	雑木残木あり
	かもが谷	?～	”	
	?	” 1814年～	玖村多七	
かにまた山 (御炭所)	湯之谷	—	—	奥毛上古し
	新兵衛谷	1816年	玖村多七	伐出し跡雑木
鷹巣山		?	中筒賀村万右衛門	
		?	玖村多七	

注)「山県郡村々御建御留山毛上改帖」（文化14年）により作成。

残る3ヶ所の御建山も蟹股山「湯之谷」以外は伐採されている。三谷正木山と蟹股山は「御炭所」と指定されていたから、常に地元の炭焼き業者によって伐採されていたものと思われる。したがって植木屋次郎右衛門や高宮郡玖村の多七らは炭ではなく「諸板御荷物」「御材木伐出し」を請け負ったのである。

次に表5から太田組のその他の御建・御留山の伐採について検討しておこう。広大な村域を有する戸河内村には8ヶ所の御建・御留山があるが、4ヶ所は確実に伐採が行われたことがわかる。津ヶ尾山について説明すれば、「三步方栗、廻り八尺以下」ということを意味しており、「此外不<sub>レ</sub>残雑木、廻り八九尺以下」といづれも巨木が繁茂していたと思われるが、「此山所遠山、殊ニ難所」であるから、「御材木并御炭等焼出之儀」はなかったという。次の丸山も同様であったが、この山の麓には「百姓持分御高付畠所」＝切畑があったので、15年前に日当たりが良くなるように横70間×立30間ほどの「毛上御伐払」ったとのことであった。材木を伐り出しているのは大峠山で請負ったのは先々庄屋和兵衛であり、残りは「御炭焼出し」のために雑木等が伐採されている。そして下殿河内村以下の9ヶ所の御建・御留山のすべてが一度は伐採されていることがうかがえる。

**杉苗等の植込み** 以上のように、山県郡太田組の藩有林では請負業者によって材木の伐採と「御炭」焼出しのため雑木等の伐採が進行していた。しかし伐採の跡の多くには杉苗が植付けられたようである。そこで次に若干の史料を提示しておこう。

- 一、当両村抱御建狼山立木植木屋次郎右衛門江御赦免被<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>遊、数十年来御用板挽出し申候処、同人伐跡残木又者邪木其外藪木等所々ニ立残、木苗生立之為<sub>二</sub>者甚以不<sub>レ</sub>宜様相見へ申候、是等之見込を以坪野村林兵衛義右跡山そうじ伐り、御用挽板ニ仕度由御歎キ奉申上候旨私共江も申出仕、同人願出之趣意者残木邪木等速ニ伐払、杉苗等植付候而相応之場所江者年々為<sub>二</sub>冥加之ニ杉苗植込申度旨御願奉<sub>二</sub>申上<sub>一</sub>候、只今之通り被<sub>二</sub>御捨置<sub>一</sub>候よりも御山所之御為<sub>二</sub>も可<sub>レ</sub>然哉<sup>16)</sup>

表5 山県郡太田組（除両筒賀）御建御留山の立木と伐採状況（文化14年改め）

村	種別	山名	主な立木と幹回り	伐採	備考
戸河内	建	津ヶ尾山	栗7尺以下（30%）	無	
	〃	丸山	雑木7尺以下（80%）	無	15年前蔭伐り有
	〃	外黒山	栗3.5尺以下（30%）	有	50年前炭焼出し
	〃	大埴山	雑木若木（70%）	有	35年前伐出し
	〃	宮黒山	檜5尺以下（90%）	一	一
	〃	藪ヶ迫山	〃（80%）	一	一
	〃	江ノ平山	残らず雑木3尺以下	有	鍛冶屋炭
下殿	建	管代山	松4.5尺以下（50%）	有	57年前伐出し
	〃	宮ヶ谷山	松栗雑木	有	去年より伐出し
加計	〃	壺本松山	炭木	有	絶えず御炭焼出し
	〃	滝山	〃	有	〃
	〃	松笠山	松3尺以下	有	以前御用板挽出し
	〃	火之谷山	雑木若木	有	6年前御下げ
津	〃	丸山	残らず松3.8尺以下	有	26年前宮島大鳥居御用
坪野	建	槇原山	槇檜ほうそ2尺以下（50%）	有	1801年割木伐出し
	〃	丸子山	古毛上5.2尺以下（70%）	有	60年前材木伐出し

注) 村の下殿は下殿河内村、津は津浪村を示す。表の典拠は表4に同じ。

これは文化13（1816）年正月に両筒賀村の村役人が山方に願い出たもので、歎願の内容は、植木屋次郎右衛門が伐採した跡に残った立木を坪野村林兵衛へ「そうじ伐り」させてほしいこと、その条件として杉苗を植付けさせるというものである。この場所は表4からみて「かいくれ谷東平」であろう。また林兵衛の親貞右衛門は「ねぶ谷鹿田ヶ原」の伐採を天明年間に許可されているが、その際「天明年中度々御植被レ遊候」とあり、植林を条件に伐採が許可される場合があったことは十分に考えられる。

表4に示したように、「小林し」や「かもが谷」では、この文化14年まで植木屋次郎右衛門の伐採が行われていたが、「源田ヶ原奥」も「同人伐跡」であった。しかし文化14年段階では植林は行われておらず、「松梅樅少々、栗雑木何れ共邪木残木御座候」という状態であった。おそらくこののち「そうじ伐り」が郡内の山師から願い出され、杉苗の植え込みを条件に許可されるのであろう。

以上のように、ねぶ谷山では伐採跡に杉苗を植え込む場合があったことがわかるが、三谷正木山・蟹股山・鷹巣山についてはそうした記載はみられない。表5の山々も同様で「植杉」は記載されていない。なお表4・表5の典拠史料「山県郡村々御建御留山毛上改帖」には、太田組以外の26ヶ所の御建・御留山も書き上げられているが、植林された気配はいっさい感じられない。むしろ伐採はどの山でも行われているが、伐採後は「当時立木雑木凡廻り尺五六寸以下御座候」と、雑木が自然に生育してきたというものばかりであった。

そうすると、ねぶ谷山における植林が例外だということになる。安政2（1855）年、御建・御留山のうち「木苗植込場所」の有無について山目付から尋ねられた上筒賀村庄屋は、「御建正木・鷹巣・蟹股山へ杉檜式万本位」植え込む「生立宜敷場所柄」があると回答している。これによって狼山に杉苗5,000本、正木山に同じく5,000本を植えたのであった<sup>17)</sup>。もちろん作業に対する賃銀は藩が負担したが、苗木もおそらく藩が城下の植木屋にあつらえて用意したものと思われる。しかし結局は鷹巣・蟹股山には植林するに適当な場所があっても植林されなかったことになる。山県郡の事例からみて植



林はきわめて限定的であった考えざるをえない。やはり藩や村側も「毛上者伐払候而も跡より生立候事故何ニも其支ハ有間敷義」<sup>18)</sup> という考えが支配的であったのであろう。

**佐伯郡巖島の事例** 天保9（1838）年、材木の自由売りを懇願する山県郡の村役人たちは巖島を引き合いに出して、次のように述べている。

巖島杯ニ而もわずか七里廻り之山ニ而、往古より毎年々多分伐出、時々者焼失仕候而も今ニ尽果テ不レ申、大木も御座候<sup>19)</sup>

わずか周囲7里の島であっても、毎年大量の樹木を伐っても、また時々山火事があっても巖島には伐り尽せぬほど繁茂していると述べているのであるが、本当にそうなのであろうか。というのは、以前に紹介したように<sup>20)</sup>、年代不詳ながら、次の史料が見過ごせないからである<sup>21)</sup>。

#### 御相談之趣口演

当所御山近年荒強ク靈地之風景も悪敷、何分立茂ルへき御山荒透キ候儀、別而御苦勞ニ被レ遊被レ仰付も度々有レ之、先輩以来植松・種松仕せ候得共兎角難レ生、其上山所行通ひ之者弥増繁キニ付、色々取計来候得共其驗無レ之にはあらねども、今以気色替り候程ニも無レ之ニ付、当時御催促之趣者強無レ油断レ役所内も申合候得共、中々はかばか敷存意も不レ出候内、又々近歳之内ニ者大鳥居之御修造も可レ有レ之哉ニ候へ者、差向是等ニ依而も大造之材木伐出之儀ニ候へ者、弥以立茂之心配差寄せ候事故猶又打寄申値、とかく勘弁相決候趣権門方へも愚考可ニ相備レ哉と申出候得者、可レ然取計候様被ニ申聞レ候趣も有レ之ニ付、左之趣及ニ御内談レ候

一、寺社中へ毎歳山方より相渡候カシ木之事、年々三四百本ツノ之儀、此分御山立茂り以前之通相成候迄之内、暫浅木ニ替別紙帖面之通相渡候様ニも仕候ハ、凡十ヶ年ニも至候而者莫大之驗も見へ候程立茂可レ申由山方にも申候、成程植松・種松とても幼稚之内鹿も当り難レ育、生立年数も懸り候様相聞、唯今迄伐出候かし・松者皆年数も歴候来故、差当此後之繁茂無ニ間も一驗可ニ相見レ被レ考候へ者、何とそ右之通取計候ハ、適當ニも存付候、是等之趣先輩も存寄、東町之分者令ニ減少レ浅木ニ仕替置候段相見候、此度寺社之銘々者私ならぬ御祭事ニ付而之渡し方ニ候得者、致ニ省略レ候而者不本意ニも相当敷に候得共、乍レ恐御辛勞を奉レ宥ため暫ク右之通示合候ハ、於ニ寺社方ニ者永代御社祿拜受之寸志ニも相当可レ申哉、猶又積年之後及ニ繁茂レ候者吉例之取計ニ相改候様ニ可ニ申送レ存寄候、此段及ニ御内談レ候間厚被ニ申談レ候而之様子内々可レ被ニ仰聞レ候、以上

戌六月

あえて年代を推定すれば、「近歳之内ニ者大鳥居之御修造」とあるから、安永5（1776）年に焼失して享和元（1801）年に再建されるまでの間とするのが妥当であろう。そのように仮定した場合、18世紀後半には「御山」は相当荒れていたことが、この史料からうかがえる。「植松・種松」とあるように、過去に松苗の植付けも実施されたようであるが、鹿害に加えて伐採が頻繁に行われるため、その効果はあまりないと訴えている。「御山」が繁茂するまで、寺社用の「カシ木」や「東町」＝樵たちの伐採を浅木にすることなどを提案するが、残念ながら実施されたかどうかは明らかではない。

しかし次に引用する1820年代の記事によれば、島には伐採できる樹木は豊富にあったようである。

当島山諸木多しといへども、松を第一とす、多く雌松にして、性他産に勝れり、幹は丹塗の如く葉は藍より青し、殊に弥山に生ずるは、木理細膩にして、諸物に用ひ、人これを貴ふ、その他雑

表6 厳島の山林場所と面積

単位：町

場 所	面積	場 所	面積
菜切浦	1.65	桃木浦当太浦	12.00
大菜切浦	1.40	江尻浦	19.40
姥ヶ懐浦	3.20	下松浦	29.60
弥七谷浦	4.00	長浦	3.60
杉ノ浦	21.00	須屋浦	2.40
包ヶ浦	27.00	下夕谷浦	21.60
鷹ノ巣浦	4.80	御床浦	19.20
友浜浦	9.00	赤石浦	4.40
腰細浦	3.40	大川浦	78.60
大砂浦	26.40	大江浦	36.40
女郎泊り浦	5.40	下室浜浦	26.40
樫ノ木浦	13.50	上室浜浦	5.40
藤ヶ浦	30.60	踏鞴湯浦	63.60
鯉崎浦山伏辰浦	9.00	江ノ浦	5.10
青海苔浦	150.00	網ノ浦	1.86
藪崎浦	40.80	烏帽子浦	40.80
山白浜浦	36.00	計	370.36
菓子余崎草籠崎	4.80		
銭割岨	5.40		
計	397.35		

注)「野坂家文書」により作成。

的である。これは樵たちが「入山船」に乗って山に入っていたからである。表の左側は「厳島」と記載されているので、おそらく旧御建山であったものと思われ、右側は「厳島社」とあるので社有林であった可能性が高い。

この表からは山林の様相はうかがえない。ただ明治7年2月に厳島社は室浜・タタラ湯・清水谷（杉ノ浦）・十ヶ谷（包ヶ浦）・烏帽子浦の立木伐採を県に申請しているが、その際「御承知も御座候通り、従来荒蕪之地、且荒猪等之障害も有之候」として、その入札額を低価に見積もったと述べている。したがって決して樹木が豊富であったとはいえないであろうし、杉苗などの植林もなされたようには思えないのである。

## 2. 山稼ぎの実態

### (1)「他国金銀出入約帳」から

**村レベルの調査** 文政9（1826）年頃、広島藩は物産の移出入調査をなそうとした。これは国産品の開発・奨励と払底しつつあった藩庫の正金銀貯蔵をねらったものであったと思われる<sup>23)</sup>。実施方法はまず一村ごとに書き出させ、それを村組でまとめ、そして郡レベルで集約させるというものであった。それが「他国金銀出入約帳」であるが、佐伯郡と山県郡のものが現存する<sup>24)</sup>。この2郡以外の郡で調査されたかどうか疑わしいが、村組レベルでは賀茂郡黒瀬組と山県郡後有田村組のみである<sup>25)</sup>。

村レベルの調査は山県郡太田組の村々のものが隅屋文庫に残されている。ここでは「山県郡中筒賀村諸色申上ル書付」（文政10年）<sup>26)</sup>から、山稼ぎ関連の項目を抜き出してみよう。

- |                 |             |
|-----------------|-------------|
| 一、銀六貫百八拾貳匁四分五厘  | 去々酉年御材木勘定前高 |
| 一、同壹貫九百七拾五匁八分五厘 | 去戌年右同断      |
| 一、同八貫六百八拾四匁四分九厘 | 右同断臨時       |

木も多く生じて、伐るに尽ることなし、社頭造営の用はさらなり、凡島人の材用、申請へば伐ることを許さる、其余他に売ることは許されず、但薪となして、府下及び近郷地方に売るは妨なく、島内樵者二百余人、是を以生理をなす、神の御恵大なりといふべし<sup>22)</sup>

この『芸藩通志』の記載をどのように位置付けたいのよいか。18世紀後半に山が荒れて、先の史料にみられるように、浅木（雑木）を薪にするなどの自主規制がなされたのであろうか、しかし断定することは困難である。そもそも厳島の山林の種目は何なのだろうか。『芸藩通志』などではいっさいふれられていない。そこで表6として厳島の山林面積を示してみた。これは明治7年頃に書き上げられたもので、全島の山林面積を示したものであるかどうか判断はつかないが、山林の把握の仕方が浦になっていることが特徴

- |             |                     |
|-------------|---------------------|
| 一、同四百貳拾八匁   | 去々酉年分黒炭高三百三拾俵長尾政木   |
| 一、同壹貫百老匁七分  | 去戌年右同断高八百四拾九俵       |
| 一、同貳百五拾三匁七分 | 去戌年薪方御勘定前高三千七百九拾六束代 |
| 一、同拾八貫五百目   | 村内荷主之者諸板御用挽出し相働辻    |

但、年ニ寄増減り御座候

この7項目の合計銀額は37貫126匁となり、中筒賀村の米・麦を除く生産総額96貫目余の約4割近くを山稼ぎが占めていることになる。最も多い生産額は扱苧の48貫目で約5割を占め、残りは製紙、楮、茶生産であった。こうした生産額の割合については後述することにする。

**村組・郡レベル** 次に山県郡後有田村組合のものを検討しておこう。この村組は10ヶ村で構成されており、旧千代田町（現、北広島町）の一部で、先の太田組とは水系が異なる稲作中心の産業構造をもつ地域である。したがって太田組諸村とは異なって山稼ぎの比重は軽い。

- |       |                          |
|-------|--------------------------|
| 一、壹貫目 | 本地村・木次村より近村へ炭売代凡         |
| 一、貳貫目 | 本地・南方・木次薪木近村々井高宮郡可部町へ売代凡 |

この3貫目が山稼ぎによる薪炭販売額のすべてであるが、炭は本地・木次の2ヶ村、薪は本地・南方・木次の3ヶ村で、いずれも南隣の高宮郡可部町に近い村々である。材木などは城下に運ぶのには水系が違い運搬が困難なので、産業として成立できないものと思われる。またこの村組の穀物以外の生産額はわずか13貫500目だけであり、中筒賀村1ヶ村にも及ばないのである。

山県郡の年寄上席・割庄屋の佐々木八右衛門は各組からの報告を受けて、文政11年に「他国金銀出入約帳」を作成した。他国金銀出入という観点からみると、山県郡は金銀差引1,762貫目余の入超、すなわち物産の移出超ということになるが、これらのことは本稿の主題ではないので省略する<sup>27)</sup>。山県郡の移出産物総額（出稼ぎ賃銀も含む）は2,291貫目余であるが、そのうち鉄関連物産が911貫目余を占めている。続いて扱苧の571貫目余、紙・楮の352貫目余、そして材木・炭は200貫目余で全体の1割にも満たない額であった。

**移出額にみる山稼ぎの位置** このようにみると山県郡の山稼ぎはさほど重要でないように思われる。たたら製鉄関連と扱苧があまりにも額が多いということでもあるが、材木・薪炭の産出村が限定されていることにも原因があるように思われる。つまり太田組の10ヶ村が主要産出村に限られているからではないかということである。先の村レベルの調査報告額を合計すれば、文政8年の10ヶ村合計200貫251匁となるからである<sup>28)</sup>。「他国金銀出入約帳」の数値の多くは文政8年から10年までの平均値であることを考慮しても、太田組の諸村が9割以上をほぼ占めていたことは間違いないであろう<sup>29)</sup>。

また太田組諸村のなかでも林産物の種類によって限定される。材木の産出村は戸河内・上殿河内・中筒賀村、諸板も戸河内・上殿河内・中筒賀・下殿河内村の移出額が多い。一方、炭は上筒賀村が13貫目余と圧倒的に多く、薪（割木）は可部や城下に最も近い坪野・穴村がそれぞれ21貫目余、32貫目と他の村々より1桁違う移出額であった。このように村ごとに林産物の種類は異なりながらも、山県郡の内では太田組の諸村に限定されていたのである。これは筏流しや太田川舟運の展開によるものである。

では山県郡と並ぶ林産物産出郡である佐伯郡はどのような状況であったのであろうか。

- |         |                 |
|---------|-----------------|
| 一、凡五拾貫目 | 五日市より板割炭等他国積出し代 |
|---------|-----------------|

- 一、同百六拾貫目 廿日市右同断
- 一、同貳拾貫目 宮内村之内串戸右同断
- 一、同五拾貫目 地御前村より山荷物他国積出し

このように積出港ごとの記載となっており産出村を特定できないが、合計約280貫目となる。「板割炭」とは板・割木・炭である。また地御前村の「山荷物」には紙も含まれているので、すべて「板割炭」とはいえないが、佐伯郡全体の移出額1,780貫目余に占める割合は山県郡よりも比重が高いといえそうである。ただ佐伯郡84ヶ村のうち21ヶ村が家老・上田知行所であり、そこでの他国出入金銀差引を約123貫目余とするものの、「実意聞探り」が不十分で正確な数値には程遠いものと記されている。また上田知行所ではないが、村高1905石の吉和村では、年貢米925石余を炭で支払っていた。すなわちこの時期では炭1俵が米1升分（6匁）として納められており、年貢米の代わりとして炭95,250俵を上納していたのであった。このうち約6万俵が宮内村の串戸などの運送業者によって大坂に登せられており、その運賃を1俵1.5匁とみて90貫目の収入としている。しかし吉和村の炭焼農民にとっては炭1俵＝銀6匁であったから、藩庫に取り込まれているものの571貫目余相当の炭を生産したことになる<sup>30)</sup>。

## (2) 山県郡の山稼ぎ

**御用材・御用薪炭の請負** 表4に示したように、山県郡の材木・用材の多くは御建山の立木の伐採を請負って藩庫（山方）に納められる仕組みであった。

- 一、当郡大田筋村々就中川上七ヶ村者、往古より町山方平用御用材木并ニ臨時御材木、此外諸荷物伐出被<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>、山持共者勿論小百姓・浮過之者共山稼仕、以<sub>二</sub>御慈悲ヲ農間之渡世無難ニ相凌、御山方御憐愍之程難<sub>レ</sub>有奉<sub>レ</sub>存候、川筋村々之儀者御山方御用御手当之村方ニ有<sub>レ</sub>之候間、御用木類者生立仕候様従来被<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>仰出<sub>一</sub>奉<sub>レ</sub>畏、末々迄も行届浮過之者共至迄互ニ相守居可<sub>レ</sub>申候<sup>31)</sup>

この文政4（1821）年の歎願覚によれば、傍点を付したように御建山だけでなく百姓所有の腰林の立木も「平用」と「臨時」の御用材木・諸荷物として伐り出し、「農間の渡世無難」に過ごすことができたことがうかがえる。川上7ヶ村とは太田組の戸河内・上筒賀・中筒賀・加計・上殿河内・下殿河内・下筒賀村であった。たとえば嘉永6（1853）年に命じられた翌安政元年の御用材は7ヶ村合計11,699本であり<sup>32)</sup>、また慶応3（1867）年には13,800本が命じられている<sup>33)</sup>。おおよそ毎年1万本以上の御用材が発注されていたことが推測できるが、先の嘉永6年の上筒賀村に割当てられた御用材を次に示しておこう。

- 一、貳千四百五拾壺本

内

三百貳拾三本	松三間角	百六拾壺本	同貳間角	八百六本	同貳間丸太
百拾三本	栗三間角	貳百四拾貳本	同貳間角	八百六本	同九尺丸太

ノ

樹種は松と栗のみで、長さ3間と2間の角材、2間の松丸太および1.5間の栗丸太が要求されている。したがって松・栗を伐採する杣師と運送人夫だけではなく、角材に仕上げる木挽たちも動員され

ることになる。こうした材木等の伐採によってどの程度の銀が支払われるのかについては、本章のはじめに中筒賀村の事例を引用しておいたが、材木についてくり返すと、文政8年には6貫182匁、同9年はわずか1貫975匁であったが、臨時の発注分が8貫684匁もあった。ただしこの史料は文政10年正月に作成されたものであるが、同年10月の「山県郡中筒賀村諸色上ル帖」<sup>34)</sup>にも兩年の代銀が記載されている。これによれば、「去ル酉年（文政8年）御山方より下ル御材木代」が銀5貫423匁余で、同9年は10貫664匁余で、正月作成のものよりいくぶん少ない額となっている。また文政8年の諸板代は29貫5匁余、同9年は20貫556匁余が下げ渡されている。

御用炭の大部分を焼き出していたのは上筒賀村であった。文政8年には「黒炭」を9,982俵納め銀13貫739匁を、同9年には9,603俵で銀13貫207匁を下げ渡されている<sup>35)</sup>。

さて以上のように、御用板材・薪炭の仕出しが山県郡太田組の林産物の大半を占めていた。荷主とされた村方は、毎年12月に城下の山方に出頭してその年に納入した「山荷物」の決算を行い、同時に翌年供出分の「官用木材工費」、すなわち仕入銀の前借りを願い出た。これに対し山方では「何月日までに何板幾千枚を調達すべき旨」を誓約させて仕入銀を交付した<sup>36)</sup>。このような仕組みは藩専売制ともとれるし、もちろん木材統制政策であることは間違いない。御用材の発注がなければ山稼ぎに支障が出る構造となっており、まさに「御山方御厚恩にて過半相凌ぎ申し候」<sup>37)</sup>といわざるをえなかったのである。

**他郡・他村山師の請負** こうした発注には荷主として村方もしくは村内の村役人が伐採・搬出を請け負ってきたが、18世紀後半には城下の御用商人が荷主として山県郡に進出してきた。その代表的な人物が植木屋次郎右衛門である。すでに表4でみたように、ねぶ谷山（狼山）の諸所において御用材の発注を請負い、「数十年来御用板挽き出し」てきたのであった。また三谷正木山の伐採も許可されている。植木屋のほか高宮郡玖村の多七が文化11（1814）年に三谷正木山、同13年に蟹股山、さらに鷹巣山でも中筒賀村の万右衛門とともに荷主となっていた。これに対し太田組村々は次のような歎願をしていた。

一、御建山毛上板挽出并ニ御材木伐出、其外村々ニ而臨時御用荷物、他郡之者江伐出被レ為ニ仰付候儀、何卒御建山抱之村方江御赦免被レ為ニ遣、其村々江御用相勤候者無ニ御座候ハ、大田筋拾ヶ村之内者共江山職被レ為ニ仰付、尚又臨時御用材木之類他郡之者江被レ為ニ仰付候儀、是又其村々江御免許被レ為ニ仰付候ハ、難レ有可レ奉レ存旨歎出申候<sup>38)</sup>

これは、御用材木の伐採および板材の木挽き、さらには臨時の御用荷物も含めて、他郡の荷主（山師）にではなく、地元の者に請負わせてほしいと願い出たものである。両筒賀では天保2（1831）年に百姓一揆が起こるが、そのときにも「他郡の山師両村へ入り込まず候様之事」<sup>39)</sup>と強く要求していた。

**自由売買への動き** 18世紀後半から他郡山師の進出がみられるようになって、大田筋では自分たちの林産物をいかに有効に活用するかという認識が次第に高まっていった。山方から交付される仕入銀が当地域の「成立」を大きく左右したので、地元山師による請負は重要な問題であった。さらにこの頃から低価格で買上げようとする山方とその背後にいる城下商人に疑義をもち、材木の自由販売をめざす動きが芽生えてきた。

文政4年、太田組の村役人たちは、隣の佐伯郡で認められている、一定の歩銀を上納することを条



件板・材木の「他所売り」「他国売り」を願い出た<sup>40)</sup>。さらに天保9（1838）年、同10年と、材木類の自由販売を要求した。

その歎願の主な内容は、①当地域は山が深く諸木も繁茂し、数百年伐り出しても尽きることがないので、前々から歎願しているように「板材木炭其の外諸品共」、「御城下并に他国等へ勝手次第売払い」を許可してほしい、②許可されるならば相応の冥加銀を上納する、③御建山は何ヶ所もあり、御用材木に不足をきたすことはないが、「御差問えの節はいつにても」野山・腰林から伐り出して不足しないようにする、④勝手売りの材木をすべて「上方登せ」にするわけではないので、「御家中様方御入用材木」にも不足をきたさない、⑤勝手売りが許可されると、「利潤に迷い前後を顧みず」濫伐するのではないかと「御不安」に思われるかもしれないが、「毛上尽くし果て」るほど伐採することはできないので「御安意」ください、というものであった<sup>41)</sup>。

これに対し、同10年7月に山方は腰林に限り5年間の他所売りを許可したが、8月には野山の毛上売払いも容認している。両筒賀ではこの5年間に御用材以外の伐採を行っている。たとえば野山の鍛冶屋山で栗の木を代銀15貫目であたら製鉄の鉄師・隅屋に売却した。ただしそのときの条件は「伐り削り出し夫方等は両村のもの成る丈け」雇用することであった<sup>42)</sup>。また大坂の商人からも栗の角尺3000本の注文があるなど<sup>43)</sup>、天保11年から5年間の他所勝手売りと同例年の御用材の仕出しによって、何とか糊口を凌ぐことができたと思われる。

### (3) 沿岸島嶼部の山稼ぎ

**賀茂郡川尻村の山稼ぎ** ここでは川尻村の沖合いの柏島の「松毛上間引伐り入札」をめぐる差し纏れ一件を紹介しよう。柏島は「御囲山」とされているが、これは御建山と同じ意味だと思われる。この島の「松毛上間引伐り」は安政6（1859）年に、「御免許の上、仕馴れの振合いに准じ、山稼ぎ仕り候者へ触れ知らせ」たので、「百姓多人数立会い売払い并に伐出し夫受負等入札」が行われたのであった。しかし乙次郎という男へはこの入札の件を知らせなかった。乙次郎は自分が参加しておれば、「伐り出し夫」の賃銀も高く設定して、川尻村のためにもなったのにとして、「浮過の身前として種々」不服を申立て、訴訟を起こしたのであった。浮過とは耕地・屋敷を所有しない雑業に従事する村人のことである。

訴訟の相手は「山組」3人の長百姓たちであった。川尻村の村役人は結局、乙次郎の訴訟を内済にして、この山稼ぎの「利潤凡その見込み」を以て、「山組」の1人から1両1歩ずつ計3両3歩を乙次郎に支払うことによって解決をはかったのであった<sup>44)</sup>。

この一件で注目すべきは、「山組」と称されているように、山稼ぎを生業とする者が3人おり、彼らが村人を雇って山稼ぎを組織的に行っていたこと、また浮過の乙次郎も山師的存在であり、彼をいれると4人の山師がいて、薪を生産していたことがうかがえる。川尻村の「国郡志下調べ書出し帳」に、「作隙に山稼ぎいたし、薪・柴・茅等を苜出し」ているとあるのは、まさに上記のような「山組」として出荷していたことを表しているのであろう。

19世紀初頭、川尻村には薪船が5艘存在しており、これらの船頭たちが川尻の山から出された「柴木」を積んで諸所に売却し、川尻村に限らず「諸所の御建山等の御伐払いの木を買積み、塩浜・在所へ売り候て渡世」していた<sup>45)</sup>。これらの業者には沖十歩一銀という薪販売に対する税が課せられ、嘉

永2（1849）年には札銀40目を納めている。同5年は60目であったが、この年には「近年諸所塩浜専ら石炭を遣い覚え、木焚き何と無く相減り、直段も追々下落引合わず」という状態になり、また「兀<sup>はげ</sup>山毛<sup>やま</sup>上伐り荒し気味か、自然と荷物出劣り、以前とは抜群相減り、十歩一取約め難し」と、「近來<sup>ふ</sup>の不<sup>けい</sup>競<sup>き</sup>氣」ぶりを訴えていた<sup>46)</sup>。上記の乙次郎差し纏れ一件は、川尻村の山稼ぎが決して順調ではなかったことを背景としていたのである。

**安芸郡下蒲刈島の山稼ぎ** 19世紀初頭に作成された「蒲刈志」<sup>47)</sup>に、蒲刈下島の生業について「農耕樵夫<sup>しぎわい</sup>を以て生理と為す」とあるが、「樵夫」に「ヤマゴ」とルビが付けられている。「ヤマゴ」は山子で、「三、四人が組んで、分限者の山を請負って立木を切り、枝は薪として束にし、幹は山から負いだしてわらき（割木）に割って売る」業者のことである。そして「決まった長さに切った丸太や割木を浜まで負い出して賃金を稼ぐ」村人を「木出し」といった<sup>48)</sup>。島嶼村落でも山稼ぎが盛んに行われていたのである。18世紀初頭に蒲刈島全体で他国に販売した薪は4万把、茅・柴類は3万把、竹500束ほどであり、その銀額は2貫650目で、魚類、豆類に続いて多く、重要な商品であったことがうかがえる。

島嶼部に御建山は少ないが、まれに伐採が許可されたこともあった。享保11（1726）年2月、蒲刈島では「当島百姓共近年不作仕り候て困窮に及」んだので、御建山の観音平山の松枝伐採および下草刈りを願ひ出ている。人夫には困窮している「痛み百姓」を雇用し、薪の売却利益は「飢渴に及び申す者共」のうち、「山働きも成り申さず」者たちに配分することとし、運上銀100目を上納することを願ひ出て許可されている<sup>49)</sup>。

島嶼部の毎年の山稼ぎの場は腰林であった。上記の享保の事例は村方が荷主として申請しているが、腰林の場合は数名の山師の存在がいて、彼らが腰林の持主と契約を結び、山子・木出しを雇用して山稼ぎを行ったものと思われる。18世紀末の事例であるが、10代半ばの少年がほぼ毎日木出しとして働き、銀8分の日当を得ていた<sup>50)</sup>。仮に月20日従事したとすれば月額銀16匁の収入があったことになる。これは米2斗5升ほどを買うことのできる額である。

## おわりに～要約にかえて～

以上、広島藩のとくに山県郡の山林の存在形態とそこでの山稼ぎを中心として述べてきた。また沿岸島嶼部の山稼ぎ、ここでは割木や薪の生産については不十分な記述に終わったので若干付け加えておくと、たとえば賀茂郡仁方村では「塩買積み仕り候もの共、塩商いの間際には雑木を積み、讃州辺へ売りに往き申し候」<sup>51)</sup>と、塩船が村内外の薪などを買積んで薪船となることが報告されている。しかし19世紀に入っの急激な人口増加にともなう薪需要増加に、沿岸島嶼部の山林は十分に供給できたのであろうか。文化9年に大崎下島大浜村船籍の虎市丸が中国に漂流したのは、土佐の沖の島へ薪を買積みに行って強風に遭ったからであった<sup>52)</sup>。瀬戸内海の島々で薪を生産するのは限界に達していたのかもしれない。

山稼ぎが貧民救済や村方の再生維持のために重要な役割を担っていることはいうまでもないが、それにとどまらず村人を編成・雇用して燃料としての薪・割木生産を行う業者が存在していたことも推測できた。しかしこうした山師の存在形態を明らかにすることはできなかった。第1章で登場した植木屋次郎右衛門はどのような山師だったのか。川尻村光明寺の隠居の日記「あたりまかせ」に、花卉を

商売とする城下の植木屋彦兵衛がたびたび登場するが、次郎右衛門とどのような関係となるのかなど今後の課題としておきたい。

また山県郡太田組村の御建山で行われた有力山師が請負った大規模な山稼ぎの実態や、労働力編成のあり方や木の運搬などがうかがわれる史料の発掘なども含めて、残された課題はあまりにも大きい。『筒賀村史』や『加計町史』の民俗編などを手掛りとしながら検討していきたい。

## 注

- 1) 2000年以降の著書に限定すれば、笹本正治『山に生きる—山村誌の多様性を求めて—』(岩田書店、2001年)、米家泰作『中・近世山村の景観と構造』(校倉書房、2002年)、溝口常俊『日本近世・近代の畑作地域史研究』(名古屋大学出版会、2002年)、大賀郁夫『近世山村社会構造の研究』(校倉書房、2005年)、加藤衛弘『近世山村史の研究—江戸地廻り山村の成立と展開—』(吉川弘文館、2007年)などが挙げられる。
- 2) たとえば水本邦彦「近世の自然と社会」(『日本史講座』第6巻、東京大学出版会、2005年)、『環境の日本史』全5巻(吉川弘文館、2012年～)など。
- 3) 『広島県史』近世資料編I(広島県、1973年)所収。
- 4) 農林省が大正13(1924)年から約10年にわたって調査収集したもので、和装筆写本1396冊と絵図からなる膨大な資料集である。広島藩については、雄松堂書店発行のマイクロフィルム(5リール)でしか見られない。
- 5) 道重哲男「近世的林野所持利用の形成過程(一)(二)」(『史学研究』91号、92号、1964年、1965年)、同「近世山陽筋における林野の所持・利用の変化と村落」(渡辺則文編『産業の発達と地域社会』溪水社、1982年)。
- 6) 小学館の『日本国語大辞典』によれば、「山で、伐木・採薪・炭焼・狩猟などをして生計の補いとすること」とある。なお本稿は拙稿「近世安芸国における山稼ぎ業と城下町」(『内海文化研究紀要』第36号、2008年)の続編として取り組んだものである。
- 7) 広島大学中央図書館所蔵・中国5県土地租税文庫。
- 8) 『筒賀村史』資料編第2巻(筒賀村・筒賀村教育委員会、2001年)1-5号。
- 9) 同前、1-4号。
- 10) 『筒賀村史』資料編第1巻(筒賀村・筒賀村教育委員会、1999年)1-4号。
- 11) 12) 佐竹昭『近世瀬戸内の環境史』(吉川弘文館、2012年)43頁の図22などによる。
- 13) 小西和『瀬戸内海論』(文会堂書店、1911年)。
- 14) 拙稿「近世における山腹と干潟に関する覚書—旧呉市域沿岸部を中心として—」(『日本研究(広島大学総合科学部)』特集号3、2005年)。
- 15) 『加計町史資料』上巻(加計町役場、1961年)所収。
- 16) 『筒賀村史』資料編第2巻、2-1-5号。
- 17) 同前、2-1-10号。
- 18) 19) 『加計町史資料』上巻、374頁。
- 20) 拙稿「近世厳島研究序説—その経済的基盤と観光産業—」(『厳島研究』第4号、2008年)。

- 21) 野坂家文書。前注の拙稿では冒頭の一部しか引用しなかったので、少し長いが全文を紹介する。
- 22) 『芸藩通志』巻十六。
- 23) 土井作治「文政期広島藩の国産自給論と金銀増殖策―「他国金銀出入約メ帳」の紹介―」（『芸備地方史研究』86号、1971年）、この時期の藩政については畑中誠治「文政期芸州藩の殖産興業政策」（『広島大学文学部紀要』24-2、1965年）がある。
- 24) いずれも広島大学中央図書館寄託・隅屋文庫。佐伯郡のものは『廿日市町史』資料編Ⅱに、山県郡のものは『加計町史資料』下巻に収録されている。
- 25) 黒瀬組のものは「一ヶ年分穀類諸差引他国正金銀出入凡積帳」（文政10年）で、阿部英樹『近世農村地域社会史の研究』（勁草書房、2004年）で分析されている。なお『黒瀬町史』通史編（東広島市、2008年）も参照されたい。後有田村組は隅屋文庫所蔵。
- 26) 『加計町史資料』下巻所収。
- 27) ちなみに佐伯郡も「他国出正金銀」は1,244貫目、他国へ移出物産総額が1,780貫目余で、536貫目余の「他国金銀入込」となっている。しかしこれらの数値を取りまとめた佐伯郡の割庄屋は、「全く推量の相約め候に付き、小内不相当の儀」もあると断っている。
- 28) 『加計町史資料』下巻、第5章1-4号。
- 29) 文政3年の「国郡志下調べ書出帳」の農間余業の項目で山稼ぎを挙げている村は、山県郡74ヶ村中太田組10ヶ村と南方・古保利村の合わせて12ヶ村だけであった。
- 30) 以上は、「佐伯郡他国金銀出入約メ帳」（文政9年）による。
- 31) 広島大学中央図書館寄託・隅屋文庫「諸書付控帳」（文政3年）。
- 32) 隅屋文庫「御触書控帳」（嘉永6年）。
- 33) 『筒賀村史』資料編第2巻、3-1-18号。
- 34) 『加計町史資料』下巻所収。
- 35) 「山県郡上筒賀村諸色申上ル書付」（『筒賀村史』資料編第1巻1-5号）。『加計町史資料』下巻にも所収。
- 36) 『芸藩志拾遺』巻九（『広島県史』近世資料編Ⅰ、418～419頁）。
- 37) 『筒賀村史』資料編第1巻、1-1-4号参考資料。
- 38) 40) 広島大学中央図書館寄託・隅屋文庫「諸書付控帳」（文政3年）。
- 39) 『筒賀村史』資料編第1巻、4-3-1号
- 41) 旧加計町・竹内家文書「他所売板材木諸品之義ニ付御歎一卷」（天保9年）。
- 42) 『筒賀村史』資料編第2巻、3-1-12号。
- 43) 『筒賀村史』資料編第2巻、3-1-23号。なお明治2（1869）年に再び翌年まで自由販売が認可され、明治4年12月に規制が緩和されることになった。
- 44) 以上は、『川尻町誌』資料編、近世編1-17号による。なお「山組」に不利な内済のように思われるが、「山組」がこのような補償銀の支出等によって「見込み通りに利得に相成らざる」場合には、「小頼母子等企て候て成りとも三人のもの迷惑に相成らざる様取り計らう」ことが約束されていた。
- 45) 『川尻町誌』資料編、近世編1-2号。

- 46) 吳市川尻町・西河野家文書「永代諸用控」(弘化4年)。
- 47) 『下蒲刈町史』資料編(吳市役所、2004年)所収。
- 48) 『下蒲刈町史』民俗編(吳市役所、2005年)、196頁。
- 49) 『下蒲刈町史』資料編、近世編3-68号。
- 50) 同前、3-103号。
- 51) 「国郡志御用書上帳」(『吳市史』資料編近世Ⅱ)。
- 52) 『豊浜町史』資料編(吳市役所、2013年)、近世編1-1-6号。